

4協議事項

(1)令和7年度運行変更について

④ 乗合タクシーの共通乗入エリアの設定と乗降場所の追加

遠山郷エリアを除く乗合タクシーの各路線について、その路線のエリア内と、旧市5地区と鼎地区の一部にある保険医療機関は、路線マップに乗降場所が記載されていなくても乗降可能とする。



■変更理由

乗降可能なポイントを増やすことで、利用者の利便性を向上させる

■内容

- 羽場大瀬木線、アップルロード、野底川に囲まれた地域を「共通乗入エリア」とする
- その路線が運行されるエリア内と、共通乗入エリアにある保険医療機関（医院・診療所、歯科医院、保険薬局）は路線マップに記載がなくても乗降可能とする

■適用年月日

令和7年4月1日